

山梨県公報

号外第十三号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

目 次

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例の一部を改正する条例
 ……

条例のあらまし

- 山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（条例第三十五号）（議会）
 - 1 議員の定数を三十八人に改めることとした。
 - 2 東山梨郡、東八代郡、中巨摩郡、北巨摩郡、北都留郡及び塩山市の選挙区を廃止することとした。
 - 3 次の表の上欄に掲げる選挙区において選挙すべき議員の数を同表の下欄に定める数に改めることとした。

富士吉田市	二人
大月市	一人
韮崎市	一人

4 次の表の上欄に掲げる選挙区を新たに設け、並びに当該選挙区の区域及び選挙すべき議員の数をそれぞれ同表の中欄及び下欄に定めるとおりとすることとした。

南アルプス市	南アルプス市の区域	三人
北杜市	北杜市の区域	二人

甲斐市	甲斐市の区域	三人
笛吹市・東八代郡	笛吹市及び東八代郡の区域	三人
上野原市・北都留郡	上野原市及び北都留郡の区域	一人
甲州市	甲州市の区域	二人
中央市・中巨摩郡	中央市及び中巨摩郡の区域	二人

- 5 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。
- 6 次の条例を廃止することとした。
 - (一) 中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例
 - (二) 山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

条 例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例をここに公布する。
 平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十五号

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十二人」を「三十八人」に改める。
 第二条の表東山梨郡の項、東八代郡の項、中巨摩郡の項、北巨摩郡の項及び北都留郡の項を削り、同表富士吉田市の項中「三人」を「二人」に改め、同表塩山市の項を削り、同表大月市の項中「二人」を「一人」に改め、同表韮崎市の項中「二人」を「一人」に

改め、同表に次のように加える。

南アルプス市	南アルプス市の区域	三人
北杜市	北杜市の区域	二人
甲斐市	甲斐市の区域	三人
笛吹市・東八代郡	笛吹市及び東八代郡の区域	三人
上野原市・北都留郡	上野原市及び北都留郡の区域	一人
甲州市	甲州市の区域	二人
中央市・中巨摩郡	中央市及び中巨摩郡の区域	二人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
 (中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第二号)
 - 二 山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十二号)